

## 6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業に関する事項

### 〔1〕 まちなか居住の推進の必要性

#### 【現状分析】

全国的に少子高齢化、人口減少が進む中、本市の中心市街地では、これまで民間マンションの建設等に伴う若年層やファミリー層等の転入による人口増加傾向が続いてきましたが、ここ数年、人口の増加が頭打ちの状態になっています。

現在、中心市街地で計画されている民間高層マンションは以下のとおりであり、これらが完成すれば、新たに約450戸の居住スペースが供給されることとなります。

#### ■ 中心市街地で建設中、建設予定の民間高層マンション（令和元年10月現在）

	町名	戸数
1	田町	74戸
2	東町	222戸
3	北通町	54戸
4	あら町	101戸
合計		451戸

#### 【まちなか居住を推進する事業の必要性】

中心市街地の人口の伸び悩みがこのまま推移すれば、中心市街地の活力を下支えする居住人口が減少し、地域コミュニティの維持が困難になることが危惧されることから、目標3に掲げた通り、「快適・便利なまちなか居住が享受できる中心市街地の形成」を図るために、民間マンションの建設等を誘導し、住宅供給を促進する必要があります。第2期基本計画期間中に整備した「多機能型住居」については、中心市街地に不足している高齢者向け住宅を確保するとともに、介護士、保育士、看護師などの職業を目指す学生等に市が借上げた住宅を低廉な家賃で供給するなどの支援を行い、多様な世代が居住しやすい環境づくりに努めていきます。

同時に、地域コミュニティの維持・増進を図るために、各地域の祭りや清掃活動等の行事を積極的に実施することにより、新旧住民間のコミュニティ形成（地域交流）が図られるよう取り組みながら、暮らしやすい環境づくりを並行して進めていくことが重要になります。

#### 【フォローアップの考え方】

事業所管課や中心市街地活性化協議会などと連携して、事業の進捗状況や事業効果等について検証し、必要に応じて改善措置を講じます。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の名称及び実施時期	その他の事項
<p><b>【事業名】</b> 宮元町第二地区優良建築物等整備事業</p> <p><b>【内容】</b> 土地利用の共同化を図り、共同住宅、商業テナント、駐車場等の整備</p> <p><b>【実施時期】</b> 令和3年度～令和9年度 ※再掲54ページ参照</p>	宮元町第二地区優良建築物等整備事業施行者	<p>共同住宅、商業テナント、駐車場等を整備することにより、居住人口の増加や商業拠点施設機能の再構築を図る。</p> <p>この事業は、“市民や来訪者が楽しく回遊できる中心市街地の形成”、“快適・便利なまちなか居住が享受できる中心市街地の形成”の実現に必要である。</p>	<p><b>【支援措置】</b> 社会資本整備総合交付金（優良建築物等整備事業）</p> <p><b>【実施時期】</b> 令和3年度～令和6年度</p>	
<p><b>【事業名】</b> 連雀町地区優良建築物等整備事業</p> <p><b>【内容】</b> 土地利用の共同化を図り、共同住宅、公益施設、駐車場等の整備</p> <p><b>【実施時期】</b> 令和5年度～令和9年度 ※再掲54ページ参照</p>	連雀町地区優良建築物等整備事業施行者	<p>共同住宅、公益施設、駐車場等を整備することにより、居住人口の増加や商業拠点施設機能の再構築を図る。</p> <p>この事業は、“市民や来訪者が楽しく回遊できる中心市街地の形成”、“快適・便利なまちなか居住が享受できる中心市街地の形成”の実現に必要である。</p>	<p><b>【支援措置】</b> 社会資本整備総合交付金（優良建築物等整備事業）</p> <p><b>【実施時期】</b> 令和5年度～令和6年度</p>	

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

該当なし

(4) 国の支援措置がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の名称及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 高崎駅東口第九地区市街地再開発事業</p> <p>【内容】 共同住宅、駐車場等の整備と、高崎駅東口と当該地区を接続するペデストリアンデッキの整備</p> <p>【実施時期】 平成 27 年度～令和 2 年度 ※再掲 56 ページ参照</p>	<p>高崎駅東口第九地区市街地再開発事業施行者</p>	<p>当該地区に土地の高度利用を促進するため、共同住宅、駐車場、ペデストリアンデッキ等を整備し、高崎駅東口周辺の居住人口の増加と駐車場不足の解消、歩行者の回遊性向上に対応することにより、中心市街地の活性化に寄与する。</p> <p>この事業は、“快適・便利なまちなか居住が享受できる中心市街地の形成”の実現に必要なものである。</p>		
<p>【事業名】 高崎市居住誘導策</p> <p>【内容】 高度利用地区を指定し、集合住宅等の立地を促進</p> <p>【実施時期】 平成 30 年度～</p>	<p>高崎市</p>	<p>建築規制となる容積率などの緩和を受けられる高度利用地区の指定を制度化することにより、集合住宅等の立地を促進し、中心市街地の活力の源である居住人口の増加を図る。</p> <p>この事業は、“快適・便利なまちなか居住が享受できる中心市街地の形成”、“市民や来訪者が楽しく回遊できる中心市街地の形成”の実現に必要なものである。</p>		
<p>【事業名】 多機能型住居住宅借上事業</p> <p>【内容】 入居を促進するため、市が民間管理者に住宅借上料を支援</p> <p>【実施時期】 平成 29 年度～</p>	<p>高崎市</p>	<p>多世代間の交流を目的として中心市街地に整備された多機能型住居において、高齢者向け住宅、介護、幼児期の教育、保育、看護等の分野を学ぶ学生やそれらの施設で働く人を対象とした住宅の供給など、民間事業者と市が協働し、まちなかの居住人口の増加を図る。</p> <p>この事業は、“快適・</p>		

		<p>便利なまちなか居住が享受できる中心市街地の形成”、“市民や来訪者が楽しく回遊できる中心市街地の形成”の実現に必要である。</p>		
<p><b>【事業名】</b> 地域活動推進補助事業</p> <p><b>【内容】</b> 小学校区単位で組織する地域づくり活動協議会が実施する各事業に対する補助</p> <p><b>【実施時期】</b> 平成 23 年度～</p>	高崎市	<p>地域住民間の交流を深めるために、市内の小中学校区単位で組織する各地域づくり活動協議会が実施する祭りや清掃活動等、各種事業に対して行う補助について、中心市街地地域の協議会に対しても補助を行うことにより、地域コミュニティの維持・増進を図り、居住人口の維持、増加につなげる。</p> <p>この事業は、“快適・便利なまちなか居住が享受できる中心市街地の形成”の実現に必要である。</p>		